

ゆう杉並（児童青少年センター・男女平等推進センター）を目的外利用するにあたっての注意事項

1. 政治、宗教、営利を目的の利用はできません。
2. 会社、企業等の利用はできません。
3. 次のような行為を、施設で行うことはできません。
 - ・施設内で物品販売行為又は陳列等を行うこと
 - ・許可なく広告物を提示し、又は配布すること
 - ・許可なく寄付・募金の行為を行うこと
 - ・秩序を乱すおそれがある行為を行うこと
 - ・管理上支障のある行為を行うこと
3. 施設内での飲食、飲酒、喫煙はできません。
4. 利用料の支払いは、原則、利用日当日開館時間内までに窓口へお支払いください。開館時間は曜日・施設によって異なります。また、休館日も施設によって異なりますので、必ず事前に施設にお問い合わせください。
5. 子どもたちを対象とした施設ですので、各施設にあるルールは必ず守り、トラブルになるような行為はご遠慮ください。（タバコの吸殻を捨てる・ごみを置いていくなど）
6. 路上や近隣に、自動車や自転車などを置かないでください。
7. 施設に付帯しているもの（バスケットゴール、卓球台など）以外の備品の貸出しはできません。
8. ダンス等をする場合は、床を傷つける靴（ダンスシューズ）は禁止です。運動靴またはシューズカバーの着用をお願いします。また、道具等をしようする利用種目についても、床や壁等を傷つける道具等の使用は禁止です。
9. 近隣の迷惑になるような利用はご遠慮ください。大声を出す、大きな音を流すなどの騒音を伴う使用はできません。
10. 登録団体が利用する場合には、登録をした団体のメンバーのみの利用となります。
11. 不特定多数の参加を前提とした利用はできません。
12. 承認された目的外の利用はできません。
13. 防災上、始めに非常口を確かめ参加者全員に周知してください。
14. 施設をはじめて利用される方はあらかじめ利用方法の確認を行ってください。
15. 使用にあたっては、職員（又は受付係員）の指示に従ってください。
16. 他の団体等に利用の権利を譲渡したり、転貸したりすることはできません。
17. 利用時間は、準備及び後片付け時間を含みます。
18. 利用ができなくなった場合は速やかに取り消しの手続きをしてください。
19. 利用後は必ず後片付けを行い、所定の状態に戻してください。利用の終了を必ず係員に報告してください。
20. 利用承認後であっても、緊急の修繕等で利用できなくなることがありますので、あらかじめご了承ください。
21. ご来場の際には公共の交通機関をご利用ください。
22. 部屋毎に使用上の注意があるので守ってください。
23. 使用日の6日前以後に特別な理由がなくキャンセルした場合、または事前に連絡なく利用しなかった場合は、利用停止などのペナルティが課せられる場合があります。

[ホール]

- ・空き枠申込からとなります。
- ・舞台を使用しない場合には、利用料金をお支払いになる際に、窓口にお申し出ください。
- ・ピアノ使用及びコンサートの場合には、舞台使用となります。
- ・付帯設備の利用については、必ず申込み前にお問い合わせください。
- ・前延長・後延長はできません。

[集会室]

- ・空き枠申込からとなります。
- ・大きな音の出る活動はできません。
- ・前延長・後延長はできません。

[スタジオ]

- ・申し込みは、施設窓口でのみ受け付けます。
- ・スタジオ 1、2 は 11 時まで、スタジオ 3 は 12 時までの利用となります。

[体育室]

- ・空き枠申込からとなります。12 時までの利用です。
- ・1/3 面 C は、常時、子ども達用ですので、全面使用はできません。
- ・1/3 面 A と 1/3 面 B を両方予約することで、2/3 面での利用ができます。
- ・1/3 面 B は、バスケットゴール、鏡の使用ができません。
- ・バレーボールのネットとコートはバドミントン用になります。
- ・ボール、ラケット等は持参してください。
- ・大きな音の出る活動はできません。
- ・予約場所の当日変更はできません。
- ・1/3 面 C の子ども達の利用の妨げになる行為は一切認められません。